岩手県	盛岡市	二	〃
	釜石市	一	〃
	宮古市	一	〃
	一関市	一	〃
	花巻市	一	〃
	北上市	一	〃
	水沢市	一	〃
	大船渡市	一	〃
	久慈市	一	〃
	遠野市	一	〃
	陸前高田市	一	〃
	その他	〇・二五	〃
山形県	山形市	一	〃
	米沢市	一	〃
	酒田市	一	〃
	鶴岡市	一	〃
	新庄市	一	〃
	長井市	一	〃
	その他	〇・二五	〃
秋田県	秋田市	二	〃
	能代市	一	〃
	横手市	一	〃
	大館市	一	〃
	本荘市	一	〃
	湯沢市	一	〃
	その他	〇・二五	〃
青森県	青森市	二	〃
	弘前市	二	〃
	八戸市	一	〃
	五所川原市	一	〃
	十和田市	一	〃
	むつ市	一	〃
	その他	〇・二五	〃
北海道	札幌市	三	〃
	旭川市	二	〃
	小樽市	二	〃
	函館市	二	〃
	室蘭市	二	〃
	釧路市	二	〃
	帯広市	二	〃
	夕張市	一	〃
	北見市	一	〃
	岩見沢市	一	〃
	網走市	一	〃
	留萌市	一	〃
	苫小牧市	一	〃
	稚内市	一	〃
	美唄市	一	〃
	江別市	一	〃
	三笠市	一	〃
	芦別市	一	〃
	滝川市	一	〃
	赤平市	一	〃
	根室市	一	〃
	千歳市	一	〃
	砂川市	一	〃
	歌志内市	一	〃
	紋別市	一	〃
	名寄市	一	〃
	富良野市	一	〃
	その他	〇・二五	〃

（注）市区町村の区域は、昭和四十三年七月六日現在（ただし、沖縄県にあっては昭和四十七年五月十五日現在）による。

○総務省告示第二百八十六号

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第二条第十五号(3)（一）の規定に基づき、テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、昭和二十七年電波監理委員会告示第千九百二十三号（放送局の開設の根本的基準の規定により高雑音区域、中雑音区域及び低雑音区域に対するテレビジョン放送を行う放送局の電界強度値指定）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

九〇MHzから二二二MHzまでの周波数の電波を使用する基幹放送局

地域（注）	区域の種別	電界強度（ミリボルト／メートル）
東京都	高雑音区域	一五以上
東京都 千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、豊島、荒川の各区	中雑音区域	八以上
東京都 板橋、練馬、杉並、世田谷、足立、葛飾、江戸川、北の各区	〃	五以上
武蔵野市	〃	〃
三鷹市	〃	〃
立川市	〃	〃
八王子市	〃	〃
調布町	〃	〃
府中町	〃	〃
昭和町	〃	〃
その他	低雑音区域	〇・五以上